

## ○岡山市軽費老人ホーム（ケアハウス）のサービスの提供に要する費用補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホーム（ケアハウス）の利用者の負担を軽減するため、軽費老人ホーム（ケアハウス）を市内に有する経営主体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

（補助事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第78号）（以下「条例」という。）に基づく軽費老人ホーム（ケアハウス）の運営に係る事業とする。

（補助事業者）

第4条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものでなければならない。

（1）社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であること。

（2）岡山市内で軽費老人ホーム（ケアハウス）を経営していること。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受けたものは、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年の間は、補助事業者としないことができる。

（補助対象経費）

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費は、厚生労働省老健局長通知「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日老発第0530003号。以下「指針」という。）に基づき、利用者から徴収すべきサービスの提供に要する費用の一部を減免した場合における当該減免した経費とする。

2 サービスの提供に要する費用とは、施設を運営するために必要な人件費支出（職員給料支出、職員賞与支出、非常勤職員給与支出、派遣職員費支出、退職給付支出、法定福利費支出）、事務費支出（福利厚生費支出、職員被服費支出、旅費交通費支出、研修研究費支出、事務消耗品費支出、印刷製本費支出、水道光熱費支出、燃料費支出、修繕費支出、通信運搬費支出、会議費支出、広報費支出、業務委託費支出、手数料支出、保険料支出、賃借料支出、土地・建物賃借料支出、租税公課支出、保守料支出、渉外費支出、諸会費支出、雑支出）、事業費支出（医薬品費支出、診療・療養等材料費支出、保健衛生費支出）、拠点

区分（サービス区分）間繰入金支出、器具及び備品取得支出及び積立資産支出に充当する経費とする。

（補助金額）

第6条 補助金額は、施設ごとにサービスの提供に要する費用対象経費実支出額とサービスの提供に要する費用基準額の年間合算額とを比較し、いずれか少ない方の額から、本人から徴収したサービスの提供に要する費用実徴収額（その額が指針に定める本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（月額）の年間合算額に満たないときは、当該年間合算額）を控除して得た額とする。

2 前項によって得られた額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

3 「サービスの提供に要する費用」及び「生活費」の額を次のとおり定める。

（1）サービスの提供に要する費用

サービスの提供に要する費用は、基本額に各種加算額等を加えた額とする。

ア 基本額

基本額は、別表第一に定める額とする。

イ 各種加算額等

（ア） ボイラー技士雇上費

ボイラー技士雇上費は、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号の規定によるボイラーを設置しており、当該ボイラーを取り扱うためにボイラー技士の免許を受けた者を1年間継続して雇い上げることが明らかな施設を対象とし、201,500円を定員で除して得た額（月額）とする。

（イ） 入所者処遇特別加算

入所者処遇特別加算は、高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、「入所者処遇特別加算費の取り扱いについて」（平成2年6月18日社施第86号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長通知）に定めるところに準じて認定された施設を対象とし、次により算出した額（月額）とする。

$1,016,000$  円の範囲内の額 / 定員  $\times 12$

（ウ） 単身赴任手当加算

単身赴任手当加算は、職員のうち単身赴任者が存する施設であって、「生活保護施設等における単身赴任手当の加算について」（平成2年6月18日社施87号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長通知）に定めるところに準

じて単身赴任手当加算を必要とするものと認定された施設を対象とし、同通知に掲げる額を当該施設の定員で除して得た額とする。

(エ) 施設機能強化推進費

施設機能強化推進費は、施設機能の充実強化を推進している施設であって、「社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱について」（昭和 62 年 7 月 16 日社施 90 号厚生省社会局長通知）に定めるところに準じて施設機能強化推進費を必要とする者と認定された施設を対象とし、次により算出した額とする。

$$750,000 \text{ 円の範囲内の額} / \text{定員} \times 12$$

(オ) 民間施設給与等改善費

民間施設給与等改善費は、地方公共団体の経営する施設以外の施設（ただし、昭和 46 年 7 月 16 日社庶第 121 号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。）であって、「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱について」（昭和 63 年 5 月 27 日社施第 84 号厚生省社会局長通知）に定めるところに準じて民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合に算定するものとし、「サービスの提供に要する基本額（月額）」、「寒冷地加算」、「ボイラー技士雇上費」、「事務用冬期採暖費」、「入所者処遇特別加算」、「単身赴任手当加算」、「施設機能強化推進費」の合算額に、同通知に定めるところにより決定された加算率を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより算定した民間施設給与等改善費を算定し、それ以外の入所者との単価と区分して用いること。

(カ) 処遇改善加算

処遇改善加算は、軽費老人ホームに勤務する介護職員の処遇の改善を行ったと認定された場合に算定するものとし、以下の a、b のうち、少ない方の額を加算する。

a 介護職員の常勤換算人数（特定施設入居者生活介護を提供する職員は除き、小数点第 2 位を切り捨てた数。以下、「介護職員の常勤換算人数」という）に 9,000 円を乗じた額。

ただし、令和 6 年 2 月以降は、介護職員の常勤換算人数に 15,000 円を乗じた額。

b 実際の賃金改善に要した額

(2) 生活費

生活費は、1人当たり月額46,940円を上限とする。

なお、11月から3月にあつては、2,150円を加算する。

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第5条の交付申請は、この要綱に定める条項の適用を受けることに同意した上で、交付申請書(様式第1号)により行わなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年4月末日までとする。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金所要額調書(様式第2号)

(2) 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金所要額内訳書(様式第3号)

(3) 当該施設に係る収支予算書(又は見込書)

(4) 当該施設に係る前年度収支決算書(又は見込書)

(5) 利用料及びそのサービスの提供に要する費用相当額を明らかにすることができる当該施設の利用規定

(6) 市税を完納していることを証明できる書類

4 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号の書類の添付は要しないものとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し、毎月7日までに軽費老人ホーム(ケアハウス)階層別利用者状況調書(様式第4号)及び軽費老人ホーム(ケアハウス)階層別利用人員報告書(様式第4号の2)により市長に報告しなければならない。

(着手及び完了届)

第9条 規則第15条ただし書の規定により、同条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

(実績報告)

第10条 規則第16条の実績報告は、翌会計年度の4月末日までに実績報告書(様式第5号)により行わなければならない。

2 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金精算書(様式第6号)

(2) 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金精算内訳書(様式第7号)

(3) 当該施設に係る収支決算書(又は見込書)

(4) 利用料及びそのサービスの提供に要する費用相当額を明らかにすることができる  
当該施設の利用規定

3 規則第16条第1項第1号の書類の添付は、要しない。

(補助金等の完了前交付)

第11条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部を交付する場合は、補助金額が、補助事業に係る全収入金額の100分の20以上の割合を占める場合とする。

2 前項の規定による補助金の完了前交付は、3回に分けて交付するものとし、1回当たりの交付額は、補助金額に3分の1を乗じて得た額とする。

3 前項によって得られた額に100,000円未満の額が生じた場合は、その端数は1回目の交付時に支払うものとする。

(財産処分の制限)

第12条 規則第24条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業等により取得した財産の処分制限期間（昭和41年厚生省告示第350号）に定める期間とする。

2 規則第24条第2号に規定する機械及び重要な器具は、単価50万円以上のものとする。

(委任)

第13条 この要綱の定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

別表第一 サービスの提供に要する費用のうち、基本額（入所者一人当たり月額）

1 軽費老人ホーム

(1) 軽費老人ホーム単独設置で条例第13条第1項第3号の介護職員を配置する場合

取扱定員	平成21年4月以降摘要	
	3/100	
	人	円
20		133,400
21- 30		89,300
31- 40		78,200
41- 50		69,700
51- 60		58,900
61- 70		55,700
71- 80		48,900
81- 90		48,400
91-100		43,600
101-110		42,000
111-120		38,500
121-130		39,100
131-140		36,400
141-150		35,100

(2) 軽費老人ホーム単独設置で条例第13条第8項により介護職員1名を配置しない場合

取扱定員	平成21年4月以降摘要	
	3/100	
	人	円
20		111,500
21- 30		74,700
31- 40		67,300
41- 50		61,000
51- 60		51,600
61- 70		49,500
71- 80		43,400
81- 90		43,500
91-100		39,300
101-110		38,300
111-120		35,300
121-130		36,100
131-140		33,400
141-150		32,100

- (3) 他の社会福祉施設等を併設している軽費老人ホームで条例第13条第1項第3号の介護職員を配置する場合

取扱定員	平成21年4月以降摘要	
	3/100	
人	円	
10-14	137,400	
15-19	92,000	
20-29	87,200	
30	63,300	
31-40	58,600	
41-50	47,200	
51-60	39,500	
61-70	34,000	
71-80	29,900	
81-90	31,600	
91-100	28,500	
101-110	27,700	
111-120	25,500	
121-130	27,100	
131-140	25,300	
141-150	24,600	

- (4) 他の社会福祉施設等を併設している軽費老人ホームで条例第13条第8項により介護職員1名を配置しない場合

取扱定員	平成21年4月以降摘要	
	3/100	
人	円	
10-14	93,700	
15-19	62,800	
20-29	65,600	
30	48,700	
31-40	47,800	
41-50	38,400	
51-60	32,100	
61-70	27,800	
71-80	24,500	
81-90	26,700	
91-100	24,200	
101-110	23,800	
111-120	21,800	
121-130	23,800	
131-140	22,300	

141-150	21,600
---------	--------

- (5) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた単独設置の軽費老人ホームで条例第13条第1項第2号の生活相談員を配置する場合（入居者共通分）

取扱定員	平成21年4月以降摘要	
	3/100	
	人	円
20		100,700
21-30		67,500
31-40		50,900
41-50		47,800
51-60		40,700
61-70		40,100
71-80		35,200
81-90		31,300
91-100		28,400
101-110		28,100
111-120		25,800
121-130		27,400
131-140		25,600
141-150		24,900

- (6) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた単独設置の軽費老人ホームで条例第13条第6項により生活相談員1名を配置しない場合（入居者共通分）

取扱定員	平成21年4月以降摘要	
	3/100	
	人	円
20		77,600
21-30		52,100
31-40		39,400
41-50		38,500
51-60		33,100
61-70		33,500
71-80		29,500
81-90		26,300
91-100		23,800
101-110		24,000
111-120		22,100
121-130		24,000
131-140		22,400
141-150		21,800



- (7) 他の社会福祉施設等を併設する特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホームで条例第13条第1項第2号の生活相談員を配置する場合（入居者共通分）

取扱定員	平成21年4月以降摘要	
	3/100	
	人	円
10- 14		71,900
15- 19		48,300
20- 29		54,400
30		41,400
31- 40		31,300
41- 50		25,300
51- 60		21,300
61- 70		18,400
71- 80		16,200
81- 90		14,600
91-100		13,300
101-110		13,800
111-120		12,700
121-130		15,300
131-140		14,300
141-150		14,300

- (8) 他の社会福祉施設等を併設する特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホームで条例第13条第6項により生活相談員1名を配置しない場合（入所者共通分）

取扱定員	平成21年4月以降摘要	
	3/100	
	人	円
10- 14		26,000
15- 19		17,700
20- 29		31,500
30		26,200
31- 40		19,700
41- 50		16,100
51- 60		13,600
61- 70		11,800
71- 80		10,500
81- 90		9,500
91-100		8,600
101-110		13,800
111-120		12,700
121-130		11,900
131-140		11,100

141-150	11,300
---------	--------

- (9) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホームで条例第13条第1項第3号の介護職員を配置する場合（条例第13条第1項第3号アに定める一般入所者の加算分）

取扱定員	平成21年4月以降摘要
	3/100
人	円
20	33,300
21-30	21,700
31-40	27,200
41-50	21,700
51-60	18,000
61-70	15,400
71-80	13,500
81-90	16,800
91-100	15,100
101-110	13,700
111-120	12,600
121-130	11,700
131-140	10,700
141-150	10,000

- (10) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホームで条例第13条第8項の介護職員を配置しない場合（条例第13条第1項第3号アに定める一般入所者の加算分）

取扱定員	平成21年4月以降摘要
	3/100
人	円
20	11,700
21-30	7,200
31-40	16,200
41-50	13,000
51-60	10,700
61-70	9,200
71-80	8,000
81-90	12,000
91-100	10,700
101-110	9,700
111-120	8,900
121-130	8,200
131-140	7,600
141-150	7,100

備考

特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホームについては、サービスの提供に要する基本額（月額）は以下のとおりとする。

	サービスの提供に要する基本額 (月額)	備考
特定施設入居者生活介護の 利用者	(5) ~ (8) のいずれかの額	(6) + (10)、(8) + (10) の組み合わせについては、一 般入所者が30人以下の場合 を除く。
上記以外の一般入所者	上記に(9)又は(10)を加えた額	

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。
- 2 廃止前の岡山市軽費老人ホーム（ケアハウス）事務費補助金交付要綱（平成16年6月22日市告示第445号）によりなされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月16日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月9日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月7日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

様式第1号（第7条関係）

軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請人

住所又は所在地

氏名又は団体名  
及び代表者氏名

岡山市補助金等交付規則第5条の規定により、次のとおり申請します。

申請に当たっては、同規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

補助年度	補助金等の名称
補助事業等の目的及び内容	
補助事業等の効果	
補助事業等の経費所要額	
補助金額	
補助事業等の着手年月日及び完了年月日 (予定)	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添付書類	1. 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 所要額調書 2. 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 所要額内訳書 3. 当該施設に係る収支予算書（又は見込書） 4. 当該施設に係る前年度収支決算書（又は見込書） 5. 利用料及びそのサービスの提供に要する費用相当額を 明らかにすることができる当該施設の利用規定 6. 市税を完納していることを証明できる書類
※ 担当課所見	

注 ※印の欄は記入しないこと。

様式第2号（第7条関係）

軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金所要額調査書

(施設名)

総事業費 (A)	サービスの提供に 要する費用 対象経費支出予定額 (B)	サービスの提供に 要する費用基準額 (C)	サービスの提供に 要する費用本人 徴収予定額 (D)	サービスの提供に 要する費用 減免予定額 〔(B)又は(C)〕- (D) (E)	処遇改善加算 (F)	補助金所要額 (千円未満の端数切 捨て) (E) + (F) (G)
円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 (A) 欄には、別紙「軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金所要額内訳書」(以下「内訳書」という。)(1)中(ア)の額を記入すること。
- 2 (B) 欄には、内訳書(1)中(イ)の額を記入すること。
- 3 (C) 欄には、内訳書(3)中(エ)の額を記入すること。
- 4 (D) 欄には、内訳書(3)中(ウ)の額又は(オ)の額のいずれか多い方の額を記入すること。
- 5 (E) 欄には、(B)欄の額又は(C)欄の額のいずれか少ない方の額から(D)欄の額を控除した額を記入すること。
- 6 (G) 欄には、(E)欄の額と(F)欄の額の合計額を記入すること。ただし、千円未満の端数は切り捨てること。

様式第3号(第7条関係)

軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金所要額内訳書

(1) 支出額内訳 (新社会福祉法人会計基準)

(施設名: )

(単位: 円)

区 分		総 事 業 費	左のうちサービスの提供に要する費用対象経費	備 考
人件費支出	01 職 員 給 料 支 出			
	02 職 員 賞 与 支 出			
	03 非 常 勤 職 員 給 与 支 出			
	04 派 遣 職 員 費 支 出			
	05 退 職 給 付 支 出			退職共済掛金のみ
	06 法 定 福 利 費 支 出			
	小 計	0	0	
事務費支出	01 福 利 厚 生 費 支 出			
	02 職 員 被 服 費 支 出			
	03 旅 費 交 通 費 支 出			
	04 研 修 研 究 費 支 出			
	05 事 務 消 耗 品 費 支 出			
	06 印 刷 製 本 費 支 出			
	07 水 道 光 熱 費 支 出			
	08 燃 料 費 支 出			
	09 修 繕 費 支 出			
	10 通 信 運 搬 費 支 出			
	11 会 議 費 支 出			
	12 広 報 費 支 出			
	13 業 務 委 託 費 支 出			
	14 手 数 料 支 出			
	15 保 険 料 支 出			
	16 賃 借 料 支 出			
	17 土 地 ・ 建 物 賃 借 料 支 出			
	18 租 税 公 課 支 出			
	19 保 守 料 支 出			
	20 渉 外 費 支 出			
	21 諸 会 費 支 出			
	22 雑 支 出			
	小 計	0	0	
事業費支出	01 給 食 費 支 出			
	02 介 護 用 品 費 支 出			
	03 医 薬 品 費 支 出			
	04 診 療 ・ 療 養 等 材 料 費 支 出			
	05 保 健 衛 生 費 支 出			
	06 医 療 費 支 出			
	07 被 服 費 支 出			
	08 教 養 娛 楽 費 支 出			
	09 日 用 品 費 支 出			
	10 本 人 支 給 金 支 出			
	11 水 道 光 熱 費 支 出			
	12 燃 料 費 支 出			
	13 消 耗 器 具 備 品 費 支 出			
	14 保 険 料 支 出			
	15 賃 借 料 支 出			
	16 教 育 指 導 費 支 出			
	17 葬 祭 費 支 出			
	18 車 輛 費 支 出			
	19 管 理 費 返 還 支 出			
	20 雑 支 出			
	小 計	0	0	
拠点区分(サービス区分)間繰入金支出				本部会計への繰入金支出のみ
器具及び備品取得支出				
積立資産支出				
上記以外の支出				
予備費支出				
合 計		(ア) 0	(イ) 0	

(2)階層別、月別利用人員内訳

(施設名： )

階層の区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1 (単身)													0
(夫婦)													0
2													0
3													0
4													0
5													0
6													0
7													0
8													0
9													0
10													0
11													0
12													0
13													0
14													0
15													0
16													0
17													0
18													0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(※)各月の利用人員は各月初日の利用予定人員を記入すること。

ただし、新規に事業を開始した施設については、事業開始後3月を経過した日の属する月の分までは、当該月の実日数で除した人員を前月に報告  
 初日人員の下段に( )書きで記入すること。(小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで求めること。)

(3) 利用料納付予定額及びサービスの提供に要する費用基準額内訳

(施設名： )

定員		民間施設給与等 改善費加算率	
----	--	-------------------	--

階層の区分	単価区分別 利用人員	サービスの提供 に要する費用本 人実徴収予定額	サービスの提供に要す る費用基準額		サービスの提供 に要する費用本 人徴収予定額	備考
			単価区分	金額		
1 (単身)						
1 (夫婦)						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
合計		(ウ)		(エ)	(オ)	

単価の積算内訳は次のとおりである。

(4月～3月) ( 月～ 月) ( 月～ 月)

サービスの提供に要する費用基本額				
加 算 分	ボイラー技師雇上費			
	入所者処遇特別加算費			
	単身赴任手当加算費			
	施設機能強化推進費			
	民間施設給与等改善費			
	その他			
合計				



(4) 職員の状況

( 年4月1日現在)

区分	職員数(現員)	
	専任	兼任 計
施設長		
事務員		
生活相談員		
介護職員		
看護職員		
栄養士		
調理員等		
計		

(5) 1 施設当たり職員平均勤続年数算定表

施設名 施設区分 年数等 区分 氏名	A・B・C・D・E・F・G・H 現に勤務する施設の状態				施設所在地 設定年月日 その他の社 会福祉施設 における勤 続年数 (C)	1 施設当たり		備考
	職員数 (A)	職種	配置年月日	勤続年数 (B)		職員総勤続年数 (B)+(C) (D)	職員平均勤続 年数 (D)/(A) (E)	
	人			年	年	月		
計							年	

(注) 1 (4)へは、施設全体の職員数を記入し、(5)へは、民間施設給与等改善費における算定対象職員について記入すること

2 「施設区分」欄は(E)欄の結果により決定し、該当する施設の区分に○をつけること

3 (B)欄、(C)欄、(D)欄の勤続年数は年月数まで算出することとし、また(E)欄の算定は6月以上の端数は1年とし、6月未満の端数は切捨て  
整数年とすること。

4 個々の職員の勤続年数の算定は年度当初におけるサービスの提供に要する費用の支弁単価設定の際に行うものとし、各年度4月1日現在  
より算出すること。なお、1月未満の日数についてはこれを1月とする。(ただし、当該年度4月1日採用者については0月とする。)

5 (C)欄の算定にあたって、2以上の施設に勤務した場合は、各々の日数までを合算した後、上記3のなお書きにより算定すること

6 「備考」欄にはその他の社会福祉施設の施設種別及び勤務期間(○年○月○日～△年△月△日)を記入すること。

様式第4号(第8条関係)

軽費老人ホーム(ケアハウス)階層別利用者状況調書

( 月分)

施設名					定員			記入者名	
階層区分	氏名	生年月日	性別	在宅福祉サービスの利用実績	入院の状況	本月の入退居の状況		備考	
						入居日	退居日		
計	人					人	人		

- (※) 階層区分に変更があった入居者については、備考欄にその旨を記入すること。
- (※) 本調書には入居者全員の当該月初日から末日までの状況について記入すること。
- (※) 本調書は翌月の7日までに市へ提出すること。

軽費老人ホーム(ケアハウス)階層別利用人員報告書

(施設名: )

階層の区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1 (単身)													
(夫婦)													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
計													

翌月初日待機者数(うち保留者数) ( )

(※)本報告書は、「軽費老人ホーム(ケアハウス)階層別利用者状況調査」にて報告する月の翌月初日の実利用人員までを記入すること。  
 ただし、新規に事業を開始した施設については、事業開始後3月を経過した日の属する月の分までは当該月の実日数で除いた人員を前月に報告した  
 初日人員の下段に( )書きで記入すること。  
 (※)翌月初日待機者数のうち、保留者数を把握している場合は( )書きで記入すること。

様式第5号（第10条関係）

軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用助成事業実績報告書

年 月 日

岡山市長 様

補助事業者  
住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名

岡山市補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり報告します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	岡山市指令高第 号
補 助 年 度		補助金等の名称	
補 助 事 業 の 名 称			
補 助 事 業 等 の 施 行 場 所			
着 手 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
補 助 金 の 交 付 決 定 通 知 額			
補 助 金 の 既 交 付 額			
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額			
補 助 事 業 の 経 過 及 び 内 容			
※報告事項審査結果（担当課）			

注 ※印の欄は記入しないこと。

添付書類

1. 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金精算書
2. 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金精算内訳書
3. 当該施設に係る収支決算書（又は見込書）
4. 利用料及びそのサービスの提供に要する費用相当額を明らかにすることができる当該施設の利用規定（但し、交付申請時等と同内容であれば省略可）

様式第6号（第10条関係）

軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金精算書

		(施設名)							
総事業費 (A)	サービスの提供に要する費用対象経費実支出額 (B)	サービスの提供に要する基準 (C)	サービスの提供に要する費用 本人徴収額 (D)	サービスの提供に要する費用 減免額 [(B)又は(C)]-(D) (E)	処遇改善加算 (F)	補助金所要額 (千円未満切捨て) (E) + (F) (G)	補助金交付 決定通知額 (H)	補助金 受入済額 (I)	差引過不足 額 (I) - (G)
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 (A) 欄には、別紙「軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金精算内訳書」(以下「内訳書」という。)(1) 中 (ア) の額を記入すること。
- 2 (B) 欄には、内訳書 (1) 中 (イ) の額を記入すること。
- 3 (C) 欄には、内訳書 (3) 中 (エ) の額を記入すること。
- 4 (D) 欄には、内訳書 (3) 中 (ウ) の額又は (オ) の額のいずれか多い方の額を記入すること。
- 5 (E) 欄には、(B) 欄の額又は (C) 欄の額のいずれか少ない方の額から (D) 欄の額を控除した額を記入すること。
- 6 (G) 欄には、(E) 欄の額と (F) 欄の額の合計額を記入すること。ただし、千円未満の端数は切り捨てること。

様式第7号(第10条関係)

軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金精算内訳書

(1) 支出額内訳 (新社会福祉法人会計基準)

(施設名: )

(単位: 円)

区 分		総 事 業 費	左のうちサービスの提供に要する費用対象経費	備 考
人件費支出	01 職 員 給 料 支 出			
	02 職 員 賞 与 支 出			
	03 非 常 勤 職 員 給 与 支 出			
	04 派 遣 職 員 費 支 出			
	05 退 職 給 付 支 出			退職共済掛金のみ
	06 法 定 福 利 費 支 出			
小 計				
事務費支出	01 福 利 厚 生 費 支 出			
	02 職 員 被 服 費 支 出			
	03 旅 費 交 通 費 支 出			
	04 研 修 研 究 費 支 出			
	05 事 務 消 耗 品 費 支 出			
	06 印 刷 製 本 費 支 出			
	07 水 道 光 熱 費 支 出			
	08 燃 料 費 支 出			
	09 修 繕 費 支 出			
	10 通 信 運 搬 費 支 出			
	11 会 議 費 支 出			
	12 広 報 費 支 出			
	13 業 務 委 託 費 支 出			
	14 手 数 料 支 出			
	15 保 険 料 支 出			
	16 賃 借 料 支 出			
	17 土 地 ・ 建 物 賃 借 料 支 出			
	18 租 税 公 課 支 出			
	19 保 守 料 支 出			
	20 渉 外 費 支 出			
	21 諸 会 費 支 出			
	22 雑 支 出			
小 計				
事業費支出	01 給 食 費 支 出		/	
	02 介 護 用 品 費 支 出			
	03 医 薬 品 費 支 出			
	04 診 療 ・ 療 養 等 材 料 費 支 出			
	05 保 健 衛 生 費 支 出			
	06 医 療 費 支 出			
	07 被 服 費 支 出			
	08 教 養 娛 楽 費 支 出			
	09 日 用 品 費 支 出			
	10 本 人 支 給 金 支 出			
	11 水 道 光 熱 費 支 出			
	12 燃 料 費 支 出			
	13 消 耗 器 具 備 品 費 支 出			
	14 保 険 料 支 出			
	15 賃 借 料 支 出			
	16 教 育 指 導 費 支 出			
	17 葬 祭 費 支 出			
	18 車 輛 費 支 出			
	19 管 理 費 返 還 支 出			
	20 雑 支 出			
小 計				
拠点区分(サービス区分)間繰入金支出				本部会計への繰入金支出のみ
器具及び備品取得支出				
積立資産支出				
上記以外の支出				
予備費支出				
合 計		(ア)	(イ)	

(2)階層別、月別利用人員内訳

(施設名： )

階層の区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1 (単身)													
2 (夫婦)													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
計													

(※)各月の利用人員は各月初日の実利用人員を記入すること。

ただし、新規に事業を開始した施設については、事業開始後3月を経過した日の属する月の分までは、当該月の実日数で除した人員を前月に報告  
 初日人員の下段に( )書きで記入すること。(小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで求めること。)

(3) 利用料納付額及びサービスの提供に要する費用基準額内訳

(施設名： )

定員		民間施設給与等 改善費加算率	
----	--	-------------------	--

階層の区分	単価区分別 利用人員	サービスの提供 に要する費用 本人実徴収額	サービスの提供に要す る費用基準額		サービスの提供 に要する費用 本人徴収額	備考
			単価区分	金額		
1 (単身)						
1 (夫婦)						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
合計		(ウ)		(エ)	(オ)	

単価の積算内訳は次のとおりである。

(4月～3月) ( 月～ 月) ( 月～ 月)

サービスの提供に要する費用基本額				
加 算 分	ボイラー技師雇上費			
	入所者処遇特別加算費			
	単身赴任手当加算費			
	施設機能強化推進費			
	民間施設給与等改善費			
	その他			
合計				



(4) 職員の状況

( 年4月1日現在)

区分	職員数(現員)	
	専任	兼任 計
施設長		
事務員		
生活相談員		
介護職員		
看護職員		
栄養士		
調理員等		
計		

(5) 1 施設当たり職員平均勤続年数算定表

施設名 施設の区分 年数等 区分 氏名	A・B・C・D・E・F・G・H 現に勤務する施設の状況				施設所在地 設定年月日 その他の社 会福祉施設 における勤 続年数 (C)	1 施設当たり		備考
	職員数 (A)	職種	配置年月日	勤続年数 (B)		職員総勤続年数 (B)+(C) (D)	職員平均勤続 年数 (D)/(A) (E)	
	人			年	年	月		
計							年	

(注) 1 (4)へは、施設全体の職員数を記入し、(5)へは、民間施設給与等改善費における算定対象職員について記入すること

2 「施設の区分」欄は(E)欄の結果により決定し、該当する施設の区分に○をつけること

3 (B)欄、(C)欄、(D)欄の勤続年数は年月数まで算出することとし、また(E)欄の算定は6月以上の端数は1年とし、6月未満の端数は切捨て  
整数年とすること。

4 個々の職員の勤続年数の算定は年度当初におけるサービスの提供に要する費用の支弁単価設定の際に行うものとし、各年度4月1日現在  
より算出すること。なお、1月未満の日数についてはこれを1月とする。(ただし、当該年度4月1日採用者については0月とする。)

5 (C)欄の算定にあたって、2以上の施設に勤務した場合は、各々の日数までを合算した後、上記3のなお書きにより算定すること

6 「備考」欄にはその他の社会福祉施設の施設種別及び勤務期間(○年○月○日～△年△月△日)を記入すること。